

六・七略	<p>線において一定の日時により航行する航空運送事業の用に供する航空機（当該路線における航行の回数増加に係るもの又は安定的かつ継続的に航行させる必要があるものとして知事が別に定めるものに限る。）であつて、令和四年七月一日から令和五年十月二十八日までの期間に大館能代空港に着陸し、かつ、離陸するもの</p>	略	<p>及び条例附則第四項の規定により算出した着陸料の額に十分の九を乗じて得た額</p>
五・六略		略	

附 則

この規則は、令和四年七月一日から施行する。